（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百二条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第三十七条中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

第十一章　国土交通省関係

（鉄道営業法の一部改正）

第三百三条　鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「一年間之ヲ行ハザル」を「之ヲ行使スルコトヲ得ベキ時ヨリ一年間行使セザル」に改める。

（鉄道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ関スル民法の一部改正）

第三百四条　鉄道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ関スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中「表示していた」トアルハ「表示し、又は公表していた」トス

（軌道法の一部改正）

第三百五条　軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条ノ二第九号中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十七条ノ三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条ノ二　軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ関スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

（船員法の一部改正）

第三百六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百十七条中「債権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「これを行わない」を「行使しない」に改める。

（船員法の一部改正に伴う経過措置）

第三百七条　施行日前に前条の規定による改正前の船員法第九十六条第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（建設業法の一部改正）

第三百八条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十二号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第二十五条の十六（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第三百九条　施行日前に建設工事（前条の規定による改正前の建設業法（次項において「旧建設業法」という。）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、前条の規定による改正後の建設業法（次項において「新建設業法」という。）第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に旧建設業法第二十五条の十一第一号に規定するあっせん又は調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新建設業法第二十五条の十六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（海上運送法の一部改正）

第三百九条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第十九条の六の二中「次条第二項」の下に「及び第三十二条の二」を加える。

第二章中第三十二条の次に次の一条を加える。

（民法の特例）

第三十二条の二　一般旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

第四十二条第一項中「及び第三十条」を「、第三十条」に改め、「除く。」の下に「及び第三十二条の二」を加える。

（道路運送法の一部改正）

第三百十条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第八十七条を次のように改める。

（民法の特例）

第八十七条　次に掲げる取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

一　一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

二　一般自動車道の通行に係る取引

（公営住宅法の一部改正）

第三百十一条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十二条　施行日前に到来した支払期に係る前条の規定による改正前の公営住宅法第三十二条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。

（土地収用法の一部改正）

第三百十三条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第九十五条の見出し中「払渡」を「払渡し」に改め、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「補償金等を受けるべき」を「補償金等の提供をした場合において、補償金等を受けるべき」に改め、「、又は補償金等を受領することができないとき」を削り、同項第四号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押え」に、「払渡」を「払渡し」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、起業者に過失があるときは、この限りでない。

第九十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十五条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第五項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「替地を」を「替地の提供をした場合において、替地を」に改め、「、又は替地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき」を削り、同項第二号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　替地を受けるべき者が替地の譲渡又は引渡しを受けることができないとき。